

改正案	現行
（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等） 第三十八条の二 法第三十九条第四項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、理事が同条第七項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類（法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。）には、責任を免除した役員等に与える前条第四項各号に規定するものの内容を記載しなければならない。 （総会参考書類の記載事項） 第四十四条 総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 議案 二 提案の理由（総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。） 三 議案につき法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十四条の規定により総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要 2／4 （略）	（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等） 第三十八条の二 法第三十九条第四項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、理事が同条第七項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類（法第四十六条第一項に規定する総会参考書類をいう。以下同じ。）には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等が得る当該役員等に与える前条第四項各号に規定するものの内容を記載しなければならない。 （総会参考書類の記載事項） 第四十四条 総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 議案 二 提案の理由（議案が理事の提出に係るものに限り、総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。） 三 議案につき法第三十五条の七において準用する会社法第三百八十四条の規定により総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要 2／4 （略）

(会計帳簿等)

第七十二条 法第五十五条の二第二項の規定により金庫が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この条から第七十六条の二までに定めるところによる。

2・3 (略)

(組織再編行為の際の資産及び負債の評価)

第七十六条 吸収合併存続金庫(法第六十条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。)は、吸収合併対象財産(吸収合併(同条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。)により、吸収合併存続金庫が承継する財産をいう。以下同じ。)の全部の取得原価を吸収合併対価(吸収合併に際して吸収合併存続金庫が吸収合併消滅金庫(同条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。)の会員に交付する財産をいう。)の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 前項の規定は、新設合併(法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下同じ。)の場合について準用する。

(会計帳簿等)

第七十二条 法第五十五条の二第二項の規定により金庫が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この条から第七十五条までに定めるところによる。

2・3 (略)

(のれんの評価)

第七十六条 のれんは、有償で譲り受け又は合併により取得した場合に限り、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、その取得価額を付し、その取得の後五年以内に、毎決算期において均等額以上の償却をしなければならない。

(のれん)

第七十六条の二 金庫は、吸収合併、新設合併又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

(合併の場合の再評価差額金の承継)

第七十七条 再評価差額金を貸借対照表に計上している金庫が吸収合併又は新設合併（以下この条において「合併」と総称する。）により消滅した場合には、当該合併に係る吸収合併存続金庫又は新設合併設立金庫（法第六十一条に規定する新設合併設立金庫をいう。以下同じ。）（以下この条において「合併金庫」と総称する。）は、当該合併直前における当該合併に係る吸収合併消滅金庫又は新設合併消滅金庫（法第六十一条に規定する新設合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の再評価差額金の額に相当する金額を再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併金庫の再評価差額金に組み入れなければならない。

(訴えを提起しない理由の通知方法)

(新設)

(合併の場合の再評価差額金の承継)

第七十七条 再評価差額金を貸借対照表に計上している金庫が吸収合併（法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）又は新設合併（法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下同じ。）（以下この条において「合併」と総称する。）により消滅した場合には、当該合併に係る吸収合併存続金庫（法第六十条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）又は新設合併設立金庫（法第六十一条に規定する新設合併設立金庫をいう。以下同じ。）（以下この条において「合併金庫」と総称する。）は、当該合併直前における当該合併に係る吸収合併消滅金庫（法第六十条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）又は新設合併消滅金庫（法第六十一条に規定する新設合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の再評価差額金の額に相当する金額を土地の再評価に関する法律第七条に規定する再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併金庫の再評価差額金に組み入れなければならない。

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第九十九条 法第六十四条において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。 一 (略) 二 清算人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由 三 (略)	第九十九条 法第六十四条において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。 一 (略) 二 清算人の責任又は義務の有無についての判断 三 (略)
---	---